

# 商工情報あらかると

令和4年度 第3号 2022/12/21

小国町商工会

## トピックス



|               |        |               |      |
|---------------|--------|---------------|------|
| ・きらきらお買物券販売事業 | P. 1   | ・販路開拓支援事業     | P. 6 |
| ・全国商工会連合会長表彰  | P. 2   | ・年末調整・確定申告    | P. 7 |
| ・工業部会・商業部会活動  | P. 2   | ・無料税務相談案内     | P. 7 |
| ・青年部・女性部活動    | P. 3   | ・無料労務相談案内     | P. 8 |
| ・インボイス特集      | P. 4-5 | ・最低賃金改正お知らせ   | P. 8 |
| ・施策情報         | P. 6   | ・商工会職員採用試験の実施 | P. 8 |

## きらきらお買物券販売事業



小国町商工会では、地域外への消費流出を防ぐ狙いのほか、長引くコロナ影響で低迷している景気の底上げに加えて、燃料価格や原材料費などの物価高騰に対する経済的支援を図る観点から、プレミアム率を30%としたきらきらお買物券販売事業に取組み、6,110万円分を完売しました。

コロナ感染防止等から応募方式を採用し、申込総数1,217件のうち当選者数は1,039件となりました。

取扱加盟店は、103店舗に登録いただいております。令和5年1月31日を利用期限としています。

商工会では、取扱加盟店の販売促進を支援する目的で共同チラシの掲載を募集したところ26店舗の申込があり、購入者に対して特典サービス付きのチラシを配布しました。

12月5日現在の利用状況は54.3%で業種別内訳は右記のとおりです。

きらきらお買物券利用状況（業種別）

| 業 種     | 業種細分類             | 合 計        | 業種別比率  | 業種別前年比率 |
|---------|-------------------|------------|--------|---------|
| 1 食料品   | 食料品、酒類、菓子         | 13,218,000 | 39.8%  | 37.2%   |
| 2 衣料品   | 衣料品、靴、貴金属         | 791,000    | 2.4%   | 2.1%    |
| 3 身の回り品 | 薬局、化粧品、眼鏡         | 689,000    | 2.1%   | 2.9%    |
| 4 家庭用品  | 家電製品、金物、肥料        | 478,000    | 1.4%   | 6.6%    |
| 5 文化用品  | 生花、DPE、印刷         | 165,000    | 0.5%   | 1.1%    |
| 6 飲食    | 飲食店、旅館            | 1,759,000  | 5.3%   | 1.0%    |
| 7 サービス  | 燃料、自動車整備、理容美容、エステ | 16,085,000 | 48.5%  | 49.1%   |
| 合 計     |                   | 33,185,000 | 100.0% | 100.0%  |



## 全国商工会連合会長表彰

商工会の運営及び経営改善普及事業の推進に貢献され地域の振興発展に寄与した功績が認められた3名の方が、全国商工会連合会の役員功労者表彰を受賞されました。

誠におめでとうございます。

### <受賞者>

川上 直人 様（有限会社オレンジ）

中原 久平 様（中原企画設計）

阿部 秀勝 様（株式会社小国自動車整備工場）

## 工業部会活動

### 視察研修事業

持続可能な循環型社会の構築として地元の資源や伝統技術を活用した取組みを学び当町における展開の調査研究を目的に、11月14日、6名の方が飯豊町の「ながめやまバイオガス発電所」及び「エコタウン椿」において、地域自立分散型エネルギーシステムや自然と調和しエネルギーコストの削減を図るエコハウスを視察しました。



## 商業部会活動

### 事業承継研修会

12月9日に商工会研修室において事業承継に関する研修会を開催し、8名の方が受講されました。商業部会では事業承継が経営上で重要な位置づけにあるとの認識に立ち、時代の変化に対応した経営を目指すため、経営者の気構えや事業承継に必要なノウハウを学びました。



- テーマ：事業承継と経営について
- 講師：山形県事業承継・引継ぎセンター  
承継・経営保証 CO 佐藤 修 氏

## 青年部活動

### 道の駅秋イベント出店事業

10月30日、道の駅を会場に「道の駅秋イベント」が開催されました。

コロナ禍で催事が少なくなっている中、子ども達が楽しめることをしたいという目的で、青年部ではミニ縁日と称し、射的・くじ引き・スーパーボールすくいを行いました。

あいにく天候には恵まれませんでした。が、来場された子どもたちからは、たくさんの笑顔を見ることができました。



## 女性部活動

### ヨガ教室の開催



コロナ禍の巣ごもり状態で堅くなっている身体をほぐし、心と身体のリフレッシュを目的として10月11日、11月10日の2日間、アスモ多目的ホールにおいてヨガ教室を開催しました。講師におぐに白い森(株)営業企画主任の、村上小百合氏を迎え、今年は一般の方にも参加いただきながら、ヨガで心も身体もリフレッシュしました。

### 防災対策についての研修会

11月15日、商工会研修室において8月3日の豪雨災害をはじめ自然災害が増加する中、改めて危機管理が必要と考え、講師に、小国町総務課行政管理室長(兼)危機管理主幹補佐の伊藤哲史氏を迎え、災害に備えるための研修会を開催しました。日頃から、食料、飲料、生活必需品等を備蓄し、家族の安否を確認する方法、災害対応力の向上には自助・共助・公助が大切であることを学びました。



### 環境事業

女性部の通年事業として、「未使用タオル」を集めて、福祉施設へ寄贈いたします。皆様のご家庭で眠っている未使用タオル(名入・柄物可)がありましたら、商工会へご持参ください。ご協力をお願いします。



# インボイス特集

今回のインボイス特集ではインボイスの登録申請書の記入方法を説明します。

実際の登録申請書も送付しますので併せてご確認ください。

# 登録申請書の書き方

インボイス発行事業者の登録申請書は、国税庁のサイトからダウンロードできます。法人も個人事業者も同じ書類を使用します。

**住所** 法人の場合は、本店または主たる事務所の所在地が【公表事項】です。

※個人事業者が主たる事務所の所在地等の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

第1-1(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

| 令和 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 申請者<br><br>税務署長殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (フリガナ)<br>住所又は居所<br>(法人の場合)<br>本店又は主たる事業所所在地<br>(電話番号 - - )<br>(〒 - ) |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (フリガナ)<br>納税地<br>(電話番号 - - )<br>(〒 - )                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (フリガナ)<br>氏名又は名称<br>(法人の場合)<br>代表者氏名<br>(電話番号 - - )<br>(〒 - )         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 法人番号                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                       |
| <p>この申請書に記載した次の事項（※印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称<br/>2 法人（人格のない法団等を除く。）については、本店又は主たる事業所の所在地<br/>なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。<br/>また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と異なる場合があります。</p> <p>下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）第5条の規定による改正後の清算税法第51条の2第2項の規定により申請します。<br/>※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。</p> <p>令和5年3月31日（特定期間の満了期）となる場合は令和5年8月30日までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。</p> |                                                                       |
| この申請書を提出する特許において、該当する事業等の区分に応じ、□にレ印を付してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                       |
| <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                       |
| ※ 次欄「振替等の経路」欄に記載してください。また、会社実態等に相当する場合には、次欄「会社実態等の経路」欄も記載してください。（詳しくは記載要領等を参照ください。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                       |
| 令和5年3月31日（特定期間の満了期）の判定により課税事業者となる場合は令和5年8月30日までにこの申請書を提出することによってなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                       |
| 税理士署名<br>(電話番号 - - )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                       |
| ※ 税務署長宛送付欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 処理番号<br>入力処理<br>登録番号丁                                                 |
| 部門番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 申請年月日<br>年 月 日                                                        |
| 元金<br>残高                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 入金<br>残高                                                              |
| 貸方<br>科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 借方<br>科目                                                              |
| 記入<br>内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 記入<br>内容                                                              |

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日まで期間に提出する場合に使用します

インボイス制度

## 氏名または名称

法人、個人事業者とも【公表事項】です。個人事業主は氏名を記入します。

※個人事業者で、屋号の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

## 法人番号

法人番号が指定されている法人は番号を記載します。

課税事業者か  
免税事業者か

提出時点の状況を  
チェックします。

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、申請書の提出日に関わらず、令和5年10月1日の登録日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

ただし、提出時点で免税事業者であっても、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、課税事業者となった日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。

#### 免税事業者の確認

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けるなら、こちらをチェック。

★で「免税事業者」をチェックしたら、必ず、上か下のどちらかを選択します。

課税事業者（選択）  
届出書を提出していて、課税期間の初日からインボイス発行事業者の登録を受けるなら、こちらをチェック。

個人事業者は個人番号も記載し、本人確認書類の写しを添付します。

第1-10号様式(表)

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次業）

【2/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

氏名又は名称

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

☐ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者  
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号

生年月日（個人）又は設立年月日（法人）

昭和 年 月 日

令和 年 月 日

事業年度

自 年 月 日

至 年 月 日

事業内容

課税期間の初日

☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

令和 年 月 日

※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であった「はいい」のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」と選択してください。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません（「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。）

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったものも2年経過しています。

☐ はい ☐ いいえ

☐ はい ☐ いいえ

☐ はい ☐ いいえ

**登録要件の確認** 提出時点で免税事業者でも、インボイス発行事業者の登録を受ける場合は「はい」をチェック。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ「はい」をチェック。  
※加算税や延滞税は罰金ではありません。

上記の確認事項に「はい」をチェックした場合は、3つ目にも回答します。

- ・インボイス制度開始日の令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合、令和5年3月31日まで申請書を提出しなくてはなりません。
- ・インボイス申請書の提出先は「仙台国税局インボイス登録センター」（〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎A棟）になります。※長井税務署への提出ではありません。
- ・紙面での提出も可能ですが、電子申請が便利となっております。

商工会ではインボイスについての相談を随時お受けしています。お気軽にご相談ください。

## 施策情報

商工会では次の制度を含め様々な経営に係る相談に対応しております。お気軽にご相談ください。

### 第2次小国町原油・物価高騰対策緊急経営支援給付金 令和5年1月13日(金)締切

世界的な燃料価格等の物価高騰の影響により厳しい経営環境におかれている町内事業者への支援

|         |                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者   | 町内に本社又は本店を有する法人・個人事業主<br>※大企業・政治団体・性風俗産業・系統出荷を主とする農林水産業者、令和4年度小国町福祉施設等原油物価高騰対策緊急支援給付金の交付を受けた事業者を除く                                                       |
| 交 付 金 額 | 個人事業主 一律5万円<br>個人事業主(8/3からの大雨被災者) 一律10万円<br>法人 一律10万円<br>法人(8/3からの大雨被災者) 一律20万円                                                                          |
| 必 要 書 類 | ①事業を行っていることがわかる書類(令和3年分確定申告書写し等)<br>②振込口座通帳写し<br>③(個人事業主のみ)本人確認書の写し<br>④(大雨被災者のみ)被災証明書または罹災証明書<br>※令和4年度小国町原油・物価高騰対策緊急経営支援給付金(1回目)の交付を受けた事業者は①～③の書類を省略可能 |
| 申 請 期 限 | 令和5年1月13日(金)                                                                                                                                             |
| 申請・問合先  | 小国町役場産業振興課商工労政担当 Tel: 0238-62-2416                                                                                                                       |

### 山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金第2弾 令和5年1月6日(金)締切

10月27日にチラシを送付しご案内しています、山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金第2弾の申請受付期間が令和5年1月6日(金)までとなっています。申請予定の方はお忘れないように手続きを行ってください。

## モール型 EC サイト活用販路開拓支援事業

山形県商工会連合会では県内各商工会と連携し、新たな販路開拓に取り組もうとする会員事業所を対象に、モール型 EC サイト活用支援事業を実施しています。令和4年11月1日～令和5年2月15日までの間、提携モール(ニッポンセレクト本店、ニッポンセレクト楽天市場店、ニッポンセレクト PayPay モール店、ニッポンセレクト LINEGIFT 店)に、「いいもの発見!やまがた物産展」特設ページで紹介されており、現在、県内46事業所が出店、114アイテムの販売をしています。

小国町からは3事業所(株式会社渡部畜産「小国短角牛カレー・ソーセージ」、麵屋雪国「辛みそセット」、株式会社白い森林の精「クロモジティー・クロモジハーブウォーター・クロモジ精油」)が出店しています。今後の取り組みの参考に是非ご覧ください。(ニッポンセレクトで web 検索)



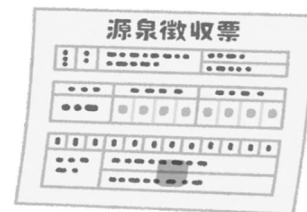
<モール型 EC サイト提携先>



## 年末調整・確定申告

### 納期特例者の納期期限は令和5年1月20日(金)です

事業主は、専従者や従業員の給与等の年末調整を行なう必要があり、納期期限までに源泉徴収票の作成とともに給与等から天引きしている源泉税を納付しなければなりません。商工会では、年末調整に関する個別相談に応じておりますのでご利用ください。



また、小国町役場への給与支払報告は、令和5年1月31日(火)までとなっております。源泉徴収票と給与支払報告書(総括表)の作成もお忘れないようご注意ください。

※納付額が無い場合でも納付書を税務署に提出する必要があります。

### 今年の確定申告期日は令和5年3月15日(水)です

今年の税制改正は、社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除が書面ではなく電子データで提出が可能となりました。

また、確定申告書Bの簡易版の位置づけであった確定申告書Aが廃止となり、書式が一本化となります。特に給与所得者や年金を受給している方の確定申告を行う際は旧様式を利用しないようご注意ください。

### 確定申告には便利なマイナンバーカード方式(※)がおすすめです

一昨年から青色申告控除が変更となり、青色申告特別控除65万円を受ける場合には、複式簿記による貸借対照表及び損益計算書の提出に加え電子申告や電子帳簿保存が、新たな要件(書面提出の場合55万円控除)となっています。

また、コロナ禍の混雑を避けることができるため、国税庁では電子申告の利用を推進しています。



※マイナンバーカード方式とは、ICカードリーダー等を利用して電子申告できる便利な方法です。

## 無料税務相談会のご案内

東北税理士会長井支部の派遣税理士による「無料税務相談会」を行います。

下記相談日程を予定しております。各種税務相談にご利用ください。

開催日時：令和5年2月27日(月) 10:00~15:00

令和5年3月10日(金) 10:00~12:00

開催場所：小国町商工会指導室



※申込受付等の詳細は2月上旬頃に別途会員皆様にご案内します。



## 働き方改革ほか法令改正に関する労務相談会のご案内

山形働き方改革支援センターと連携し、商工会にワンストップ相談所を開設しています。  
社会保険労務士が「無料」で相談に応じ、労務管理の基本をはじめ、昨今の法改正から「パワハラ防止対策」、「改正育児介護休業法」、「改正高齢者雇用安定法」、「同一労働・同一賃金対応」、「各種助成金」などのアドバイスを行います。お申込みは、商工会で随時受け付けています。

### <次回相談日>

日 時 令和5年2月14日(火) 10:00~12:00

場 所 小国町商工会指導室

相談対応者 社会保険労務士 平山 達也 氏

## 山形県の最低賃金が改正されました

| 山形県最低賃金 | 最低賃金額 |       | 効力発生日     |
|---------|-------|-------|-----------|
|         | 時間額   | 854 円 | 令和4年10月6日 |

| (産業別) 最低賃金                | 最低賃金額 |       | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|------------|
| 一般産業用機械・装置等製造業            | 時間額   | 919 円 | 令和4年12月25日 |
| 電気機械器具等製造業                | 時間額   | 903 円 |            |
| 自動車・同付属品製造業               | 時間額   | 919 円 |            |
| 自動車整備業<br>(分解整備に従事する者に限る) | 時間額   | 923 円 |            |

※特定(産業別)最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ】山形労働局 労働基準部 賃金室 TEL: 023-624-8224

## 商工会等職員採用試験の実施

令和5年度の採用に向けて県商工会連合会又は県内24商工会に勤務する資格認定を得る試験を実施します。

試験日: 第一次試験 令和5年2月18日(土)

試験種目: 適正試験(35分)・学科試験(30分)・論文試験(60分)

会場: 山形市 霞城セントラル15階 商工団体会議室

※ 第二次試験は3月予定

受付期間: 令和5年1月10日(火) ~ 令和5年2月10日(金)

その他: 詳細については、山形県商工会連合会ホームページをご覧ください

## ＝地域と共に歩む小国町商工会＝

〒999-1351 山形県西置賜郡小国町大字小国町163(白い森ショッピングセンターアスモ3階)

電話: 0238-62-4146

FAX: 0238-62-4156

IP電話: 050-3801-4237

Email: oguni@shokokai-yamagata.or.jp

ホームページ: <http://oguni-shokokai.jp/>